



第40回 春季中国セミナー
(オンラインセミナー)

事例報告（吸収合併による事業再編、事業 撤退による人員整理、増値税輸出還付）

2026年5月29日

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
総経理 能瀬 徹
(HP <https://www.shcs.com.cn>)

総経理 能瀬 徹

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘コンサルティングサービス有限公司



(経歴) 1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行（当時の住友銀行）入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室（大阪）での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。趣味は卓球と海釣り。

E-mail : torunose@shcs.com.cn

1. 最近の日系企業動向
2. 吸収合併による事業再編
 - 1 再編対象会社の概要・再編背景
 - 2 会社清算と吸収合併の一般的特徴
 - 3 本件における各統合手法の得失比較
 - 4 本件における統合手法の選定ポイント
 - 5 想定される吸収合併スケジュール
3. 事業撤退による人員整理
 - 1 前述会社にて想定されるその他の情況
 - 2 会社清算に伴う人員整理のポイント
 - 3 労働契約終止・解除に関わる法律根拠
 - 4 同経済補償金計算基準
 - 5 労働契約終止・解除時に要注意の法律規定
 - 6 天津現法の製造人員解雇のポイント
 - 7 天津現法の製造人員の一部（50%）解雇の可否
 - 8 整理解雇に関わる法律規定整理
4. 増値税輸出還付
 - 1 増値税の基本的仕組み
 - 2 増値税制度改革の歴史
 - 3 新旧の基本法規
 - 4 貨物輸出時の還付計算式
 - 5 みなし貨物輸出（「特殊区域」経由での貨物輸出）
 - 6 保税区域経由での貨物輸出時の還付申請書類
 - 7 保税区域貿易企業経由での輸出時の増値税還付事例
 - 8 生産型企業の非自社生産品輸出時の増値税還付可否
 - 9 同事例

1. 最近の日系企業動向

【事業戦略の転換】

- 同業中国企業との合作（資本提携、技術提携、業務提携）による中国国内市場への食い込み。
- 中国製品の中国国外向け輸出による海外市場開拓、海外市場での中国製品の売り込み。
- 国産化要求に対応する為の中国内での生産拠点確保（医療機器、半導体関連等）

【事業・拠点再編に向けての事前検討・準備】

- 将来の撤退・再編を想定しての会社清算シミュレーション
- 中国内拠点の整理・統合に向けての拠点再編手法（清算、吸収合併、持分譲渡）の比較・検討

【撤退、事業・拠点再編、リストラ実施】

- 業績不振、工場立退き、経営期限到来等の理由での会社清算と人員整理による中国拠点撤退
- 日本本社より派遣の中国人総経理個人への日本本社出資持分の譲渡による中国拠点撤退
- 分公司閉鎖（分公司人員の再配置実施）によるコストダウン
- 中国内の他生産拠点への生産業務移管に伴う人員再配置の実施
- 工場立退きに伴う工場移転とそれに伴う人員再配置の実施
- 業績不振下での一部人員削減の実施によるコストダウン

2-1. 吸収合併による事業再編：再編対象会社の概要・再編背景

再編対象会社の2025年12月期BS

【上海現法】日本A社100%出資
 上海外高橋保稅区登記の貿易型企業、従業員50名
 単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	117,526	流動負債	23,292
現預金	42,155	買掛金	21,330
売掛金	48,088	短期借入金	0
その他未収金	231	その他流動負債	1,962
棚卸資産	26,289	固定負債	1,000
その他流動資産	763	長期未払金	1,000
非流動資産	16,092	所有者權益	109,326
委託貸付	15,000	資本金	30,000
固定資産（建屋）	0	資本準備金	0
固定資産（設備）	809	法定積立金	14,065
無形資産	283	未処分利益	65,261
資産計	133,618	負債・資本計	133,618

【天津現法】日本A社100%出資
 生産型企業、工場は自社所有、従業員200名
 単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	151,284	流動負債	23,832
現預金	55,220	買掛金	21,604
売掛金	61,572	短期借入金	0
その他未収金	4,785	その他流動負債	2,228
棚卸資産	25,718	固定負債	15,000
その他流動資産	3,989	長期借入金	15,000
非流動資産	47,610	所有者權益	160,062
委託貸付	0	資本金	150,000
固定資産（建屋）	15,533	資本準備金	0
固定資産（設備）	27,313	法定積立金	2,850
無形資産	4,764	未処分利益	7,212
資産計	198,894	負債・資本計	198,894

【再編背景】上海現法は日本製の樹脂添加剤を輸入・販売。天津現法は同種製品を生産し中国内で販売。日本本社からの現地法人数の削減要請を受け両社の統合（1.上海清算・天津の分公司化、2.天津清算・上海の分公司化、3.上海→天津の吸収合併、4.天津→上海の吸収合併）を検討中。合併比率は1：1とし、統合に際しての人員削減は行わない。両社間での債権・債務は委託貸付の15百万元のみである。両社とも製品は危険化学品。

2-2. 吸収合併による事業再編：会社清算と吸収合併の一般的特徴

比較項目	会社清算（普通清算）	吸収合併
主な行政手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 清算組登記、清算公告（45日） ② 社内公示、人員整理 ③ 資産・負債の処理 ④ 税務登記、税関登記抹消 ⑤ 清算剰余金送金、外貨登記抹消 ⑥ 会社登記抹消、銀行口座・社保口座閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ① 抹消会社の分公司設立 ② 吸収合併公告（45日） ③ 抹消会社と存続会社の帳簿合併 ④ 抹消会社の各種登記抹消（税務・税関・外貨登記、会社登記）、銀行口座閉鎖 ⑤ 存続会社の会社登記変更、諸登記変更
抹消会社従業員の労働契約の扱い	労働契約終止（経済補償金支払い）	存続会社に労働契約継承（抹消会社の分公司を設立しない場合には労働契約解除、経済補償金支払い）
抹消会社の資産・負債処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物売却（土地増値税納税） ● 生産設備売却 ● 売掛金・未収金回収、在庫売却 ● 各種負債は全て要返済 	<ul style="list-style-type: none"> ● 抹消会社の分公司を設立しない場合、有形資産は要売却処分 ● 抹消会社の分公司を設立する場合、資産・負債は存続会社に自動継承
抹消会社の対外契約	個別に契約解除し、必要に応じて存続会社にて再契約締結	存続会社に自動継承
再編税制	一般性税務処理：抹消会社のみなし配当（清算剰余金が資本金を超過する部分）に対して源泉税10%課税	特殊性税務処理：抹消会社の内部留保（資本準備金、法定積立金、未処分利益）に対する源泉税は課税繰り延べ可

2-3. 吸収合併による事業再編：本件における各統合手法の得失比較

		1.上海清算・分公司化	2.天津清算・分公司化	3.上海→天津の吸収合併	4.天津→上海の吸収合併
行政手続き		① 上海現法清算 ② 天津現法の上海分公司設立（保税区登記） ③ 上海分公司での危険化学品経営許可証取得	① 天津現法清算 ② 上海現法の天津分公司（分工場）設立 ③ 天津分公司での危険化学品生産許可証取得	① 吸収合併 ② 天津現法の上海分公司設立（保税区登記） ③ 上海分公司での危険化学品経営許可証取得	① 吸収合併 ② 上海現法の天津分公司（分工場）設立 ③ 天津分公司での危険化学品生産許可証取得
抹消会社の従業員処置		労働契約終止・再締結（経済補償金発生可能性）	労働契約終止・再締結（経済補償金発生可能性）	労働契約自動継承（経済補償金不要）	労働契約自動継承（経済補償金不要）
給与格差顕在化		可能性大	可能性小	可能性大	可能性小
抹消会社資産処分	土地・建屋	---	要売却	---	売却不要（名義変更のみ）
	生産設備	要売却	要売却	売却不要	売却不要
	売掛金・在庫	要回収・売却	要回収・売却	回収・売却不要	回収・売却不要
	その他資産	要処分	要処分	処分不要	処分不要
土地増値税		---	要納税	---	非課税
再編税制		一般性税務処理（みなし配当に課税）	一般性税務処理（みなし配当に課税）	特殊性税務処理（課税繰り延べ）	特殊性税務処理（課税繰り延べ）

2-4. 吸収合併による事業再編：本件における統合手法選定ポイント

【「4.上海貿易会社を存続会社とする天津製造現法の吸収合併」を本件統合におけるスキームとして選定した】

- 抹消会社従業員の人員整理は行わないので、敢えて資産処分を伴う清算を選定する必要が無いこと。
- 天津現法を存続会社とする場合、給与格差に起因する労使関係の悪化・労務紛争が懸念されること。
- 生産型分公司の設立には一定の手間を伴うが、地元政府の理解を含め、実施は問題無く可能であること。
- 人員整理を行わない前提であれば、吸収合併の方が経済補償金の発生と特殊性税務処理適用による内部留保への源泉税課税を無理なく回避でき、コストメリットがあること。

吸収合併後の存続会社BS

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	268,810	流動負債	47,124
現預金	97,375	買掛金	42,934
売掛金	109,660	短期借入金	0
その他未収金	5,016	その他流動負債	4,190
棚卸資産	52,007	固定負債	1,000
その他流動資産	4,752	長期借入金	1,000
非流動資産	48,702	所有者權益	269,388
委託貸付	0	資本金	190,062
固定資産（建屋）	15,533	資本準備金	0
固定資産（設備）	28,122	法定積立金	6,853
無形資産	5,047	未処分利益	72,473
資産計	317,512	負債・資本計	317,512

同一支配下の吸収合併においては、「帳簿価値の継続+權益結合」の会計原則に基づき、被吸収会社の所有者權益は存続会社の資本金に合算され、被吸収会社の所有者權益と資本金との差額部分（10,062千元）は、存続会社の資本準備金→法定積立金→未処分利益より控除する。

- 資本金：上海現法資本金（30,000千元）+天津現法所有者權益（160,062千元）
- 法定積立金：上海現法積立金（14,065千元）+天津現法積立金（2,850千元）-天津現法の所有者權益と資本金との差額（10,062千元）
- 未処分利益：上海現法未処分利益（65,261千元）+天津現法未処分利益（7,212千元）
→天津現法の所有者權益と資本金との差額（10,062千元）は法定積立金より控除済みの為、両社未処分利益の合計となる。

以下の3パターンを想定例として、それぞれのケースにおける人員整理案の実行可能性とリスクポイント等について以下検証する。

- 中国での樹脂添加剤製販事業からの撤退：天津現法清算、従業員を全員解雇
- 中国での樹脂添加剤製造事業からの撤退：天津現法の製造人員を解雇、工場土地・建屋売却、販売会社として中国内でOEM生産した樹脂添加剤を仕入れ販売
- 中国での樹脂添加剤製造事業の規模縮小：天津現法の製造人員の50%を解雇、工場土地・建屋を売却し、レンタル工場に移転



3-2. 事業撤退による人員整理：会社清算に伴う人員整理のポイント

	項目	詳細内容
1.	法律根拠	<p>『労働契約法』第44条（五） 以下の状況のいずれかにある場合、労働契約は終止する。</p> <p>(一) 労働契約期間満了 (二) 労働者が法に拠り基本養老保険待遇の享受を開始した場合 (三) 労働者の死亡、又は人民法院が死亡宣告したか又は失踪宣告した場合 (四) 雇用単位が法に則り破産を宣告された場合 (五) 雇用単位が営業許可証を取り上げられたか、閉鎖命令を受けたか、抹消されたか、又は雇用単位が期間満了前に解散を決めた場合 (六) 法律、行政法規が規定するその他の状況</p>
2.	経済補償金支給水準	法定基準（N）+2～3ヶ月を支給するケースが多い。
3.	労働契約終了日	労働契約終止協議書への署名の30日後を労働契約終止日とするケースが多い。
4.	主なリスク対応策	<p>① 社会保険の過少納付等の会社不備を経済補償金の「+a」で補填 ② 準備段階で会社幹部を巻き込むタイミングを良く検討する（情報漏洩リスク回避）。 ③ 生産型企業の供給責任対応時のワーカーのモチベーション低下や協力見返りとしての更なる経済補償金「+a」要求対策として、期間を極力短縮すること（3ヶ月以内）、インセンティブ設定により会社幹部の協力を取り付けること、万一の工場稼働停止に備えて代替生産先を確保する等、会社側で供給責任期間中の主導権を握れるようにする。</p>
5.	その他リスク対応策	<ul style="list-style-type: none"> ● 女子三期（妊娠、出産、授乳期）従業員、労災認定従業員との個別交渉 ● 職業病危害作業に従事する従業員への離職前職業健康検査実施

3-3. 事業撤退による人員整理：労働契約終止・解除に関する法律根拠

『労働契約法』第36条～第41条、第44条 労働契約の解除と終止

労働契約の扱い	『労働契約法』上の解除または終止要件		経済補償金 (第46条)	会社の法的リスク
終止 (第44条)	◆契約期限満了・不継続（会社意思） ◆破産、◆閉鎖命令・営業許可抹消・ 期限前解散		要	無し
	◆契約期限満了・不継続（従業員意思）、 ◆年金受給開始、◆本人死亡		不要	
解除 (第36条～ 第41条)	(第36条) 協議一致解除	従業員申し出	不要	
		会社申し出	要	
	(第37条) 労働者からの30日前通知による契約解除		不要	
	(第38条) 労働者による即時契約解除（会社の契約不履行）		要	
	(第39条) 会社による即時契約解除（懲戒解雇）		不要	
(第40条) 会社による予告付き契約解除（病気、業務不適任、 客観情勢重大変化 ）、(第41条) リストラ		要	有り (*1)	

(*1) 『労働契約法』第87条（賠償金）

雇用単位が本法規定に違反して労働契約を解除又は終止した場合、本法第47条に規定する経済補償基準の2倍の金額を労働者に賠償金として支給しなければならない。

3-4. 事業撤退による人員整理：労働契約終止・解除時の経済補償金計算基準

『労働契約法』第46条～第48条 労働契約の解除・終止時の経済補償金支給と計算基準

労働契約の扱い	解除・終止の理由	補償年限	計算基数	上限
(第44条) 終止	期限満了（会社意思での契約不継続）	①	③	④
	破産、閉鎖命令、 解散	②		
会社による解除	(第36条) 協議一致 、(第40条) 業務不適任、病気・怪我(*1)、 客観情勢重大変化 、(第41条) リストラ			

① 2008年1月1日以降の会社勤続年数

② 会社勤続年数

③ 勤続満1年毎に1ヶ月分の給与。6ヶ月以上1年未満の場合は1年、6ヶ月未満の場合は半月分として計算。(*2)
ここでいう給与とは労働契約解除又は終止前の12ヶ月の平均給与（残業代、賞与等を含む総支給額の月額平均）。

④ 給与が地元社会平均月収の3倍額を超える場合、2008年1月1日以降の勤続年数分については、地元社会平均月収の3倍額を計算基数とし且つ補償年限は12年が上限。3倍額を超えない場合、計算基数も補償年限も上限無し。(*3)

(*1)病気、怪我の場合、最低6ヶ月分の医療補助費を別途要支給。

(*2)地方規定によっては、2007年以前の勤続年数は6ヶ月未満も1年で計算。

(*3)第97条「本法施行日に存続する労働契約が本法施行後に解除又は終止し、本法第四十六条の規定に基づき経済補償を支給しなければならない場合、経済補償年数は本法施行日より起算する。本法施行前に当時の関連規定に基づき、雇用単位が労働者に経済補償を支給しなければならない場合、当時の関連規定により執行する。」

『労働契約法』第42条 労働契約解除不可の状況

労働者が以下の状況のいずれかにある場合、雇用単位は本法第四十条、第四十一条の規定に基づき労働契約を解除する事はできない。

- (一)職業病危害作業に従事する労働者が離職前職業健康検査を実施していないか又は職業病の疑いのある患者の診断中又は医学観察期間中にある場合
- (二)当該単位にて職業病罹患、又は労災により負傷して、且つ労働能力喪失又は一部喪失が確認された場合
- (三)罹病又は非労災負傷の場合であって、規定医療期間にある場合
- (四)女性従業員が妊娠期間、出産期間、授乳期間にある場合
- (五)当該単位の連続勤務年数が満15年であり、且つ法定定年退職年齢まで5年未満である場合
- (六)法律、行政法規が規定するその他の状況

『労働契約法』第45条 労働契約期限が延期される状況

労働契約期間満了であって本法第四十二条に規定する状況の一つに当たる場合、労働契約は相応する状況が消滅する時点まで延長されて終止しなければならない。但し、本法第四十二条第(二)号に規定された労働能力を喪失又は一部喪失した労働者の労働契約の終止は、国家の労災保険の関連規定に基づき実施される。

3-6. 事業撤退による人員整理：天津現法の製造人員解雇のポイント

	項目	詳細内容
1.	<p>法律根拠</p> <p>(※) 地方によっては、一部部門廃止や機能廃止を第40条(三)の「客観情勢重大変化」として認めないので、事前確認が必要</p>	<p>『労働契約法』第40条第三項</p> <p>以下の状況のいずれかにある場合、雇用単位は30日前までに書面形式にて労働者本人に通知するか又は労働者に1ヶ月分の給与を割増して支給した後に労働契約を解除する事ができる。</p> <p>(三) 労働契約締結時に根拠とした客観的状況に重大な変化が生じて労働契約が履行できず、雇用単位と労働者の協議を経ても労働契約内容の変更に協議合意に達しない場合</p> <p>→天津現法の製造機能廃止の董事会決定を「客観情勢重大変化」として、先ず社内配置転換（上海現法への異動等）につき、「従業員との協議」が必要。これに従業員が同意しない場合（「協議合意に達しない場合」）に初めて労働契約の解除が可能となる。</p>
2.	経済補償金支給水準	協議書締結の場合；N+2～3ヶ月、従業員が協議書締結不同意の場合；N+0
3.	労働契約解除日	事前書面通知より30日後（事前通知代替金支給の場合は適宜）
4.	主なリスク対応策	<p>労働契約解除理由の合法性確保＋人員再配置の合理性（以下「整理解雇4原則」との整合性）確保</p> <p>① 人員整理の必要性 ▶ 製造業務撤退との董事会決議による「客観情勢重大変化」</p> <p>② 解雇回避努力義務の履行 ▶ 上海総公司への異動、天津現法内での他部署への異動打診</p> <p>③ 被解雇者選定の合理性 ▶ 天津現法所属の製造担当者全員</p> <p>④ 解雇手続きの妥当性 ▶ 30日前の事前書面通知（または通知代替金支給）、従業員との協議</p> <p>※最終的には“労働契約解除協議書”を対象従業員と締結する（第36条を契約解除の根拠とする）。</p>
5.	その他リスク対応策	● 女子三期（妊娠、出産、授乳期）従業員、労災認定従業員との個別交渉

法律根拠としては以下及び前述の『労働契約法』第40条第三項が考えられるが、後述の通り、解雇対象者・非対象者の線引きが明確に（合理的に）できなければ、合法的な会社都合での一方的労働契約解除は難しく、結局解雇対象者全員との個別協議（或いは希望退職募集）により、『労働契約法』第36条を根拠として労働契約を解除するしかない。

『労働契約法』第41条

以下の状況のいずれかにあり、20人以上の人員を削減するか又は20人未満であるが企業従業員総数の10%以上を削減する必要がある場合、雇用単位は30日前までに労働組合又は全従業員に対して状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取した後、人員削減案を労働行政部門に届け出て、人員を削減する事ができる。

- (一) 企業破産法の規定に基づき再編される場合
- (二) 生産経営に深刻な困難が発生した場合
- (三) 企業の業種転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、労働契約変更後も依然として人員削減が必要な場合
- (四) その他の労働契約締結時に根拠とされた客観的経済状況に重大な変化が生じ、労働契約が履行できない場合

人員削減時において、以下の労働者の雇用を優先的に継続しなければならない。

- (一) 当該単位と比較的長期の期限付労働契約を締結している者
- (二) 当該単位と無期限労働契約を締結している者
- (三) 家庭内でその他に就業者がおらず、扶養家族に老人又は未成年者がいる者

雇用単位は本条第一項の規定に照らして人員を削減し、6ヶ月以内に人員を再募集雇用する場合、被削減人員に通知して、同等条件で優先的に被削減人員を募集雇用しなければならない。

3-8. 事業撤退による人員整理：整理解雇に関する法律規定整理

	項目	詳細内容
1.	<p>法律根拠</p> <p>(※) 地方によっては、一部部門廃止や機能廃止を第40条(三)の「客観情勢重大変化」として認めないので、事前確認が必要</p>	<p>『労働契約法』第41条：規定内容は前頁ご参照。 →同条に定める手続きを踏むのは実務上困難。また、優先継続雇用の規定からも対象者を合理的に選定するのが非常に困難。結果、同条を法律根拠としてリストラを行うのは困難。</p> <p>『労働契約法』第40条第三項 →複数製品を生産している場合、採算の悪い製品からの撤退に関わる董事会決定を「客観情勢重大変化」として、社内他部門への配置転換や自宅待機に関する協議を対象従業員と行ったうえで、協議不成立の場合に労働契約を解除する案は考えられるが、通常は解雇対象者・非対象者を明確に線引きするのが難しい。第40条(三)の適用不可の場合、第36条で対応するしかない。</p> <p>『労働契約法』第36条 →個別協議を通じて、或いは希望退職を募り、協議合意により労働契約を解除する。</p>
2.	経済補償金支給水準	労働契約解除協議書締結の場合；N+2～3ヶ月、協議書締結不同意の場合；N+0
3.	労働契約解除日	第40条(三)根拠の場合、事前書面通知より30日後、第36条根拠の場合には適宜決定。
4.	主なリスク対応策	<p>第40条(三)根拠の場合、人員再配置の合法性+合理性確保(前述「4原則」との整合性確保)</p> <p>① 人員整理の必要性▶ 不採算製品分野からの撤退の董事会決議による「客観情勢重大変化」</p> <p>② 解雇回避努力義務の履行▶ 社内他部署への配置転換打診(対象者との労働契約変更協議)</p> <p>③ 被解雇者選定の合理性▶ 解雇対象者・非対象者を合理的に線引きできなければ成立しない</p> <p>④ 解雇手続きの妥当性▶ 30日前の事前書面通知(または通知代替金支給)、従業員との協議</p> <p>※最終的には“労働契約解除協議書”を対象従業員と締結する(第36条を契約解除の根拠とする)。</p>
5.	その他リスク対応策	<ul style="list-style-type: none"> ● 女子三期(妊娠、出産、授乳期)従業員、労災認定従業員との個別交渉 ● 職業病危害作業に従事する従業員への離職前職業健康検査実施

4-1. 増値税輸出還付：増値税の基本的仕組み

増値税の転嫁プロセス

原材料メーカー

- 素原料を仕入れて原材料を製造し、これを製品メーカーに販売
- 素原料サプライヤー等に支払った増値税仕入税額を、製品メーカーから販売価格に含めて徴収する売上税額より控除し、差額を税務当局に納付

製品メーカー

- 原材料メーカーより原材料を仕入れ、製品を製造し、製品を卸売業者に販売
- 原材料メーカー等に支払った増値税仕入税額を、卸売業者から販売価格に含めて徴収する売上税額より控除し、差額を税務当局に納付

卸売業者

- 製品メーカーより製品を仕入れ、小売業者に販売
- 製品メーカー等に支払った増値税仕入税額を、小売業者から販売価格に含めて徴収する売上税額より控除し、差額を税務当局に納付

小売業者

- 卸売業者より製品を仕入れ、最終消費者者に販売
- 卸売業者等に支払った増値税仕入税額を、最終消費者から販売価格に含めて徴収する売上税額より控除し、差額を税務当局に納付

最終消費者

- 小売業者より最終製品を購入し、購入価格に含まれる増値税を最終的に負担する。

- 増値税納税額 = 売上税額 (販売価格 × 増値税率) - 仕入税額 (販売価格 × 増値税率)
- 増値税率：①貨物販売、加工修理、有形動産リース、輸入貨物等：13%、②交通運輸、郵政、基礎電信、建築、不動産リース・販売、農産品・ユーティリティ販売等：9%、③サービス・無形資産販売等：6%、④貨物・サービス輸出：0%

4-2. 増値税輸出還付：増値税制度改革の歴史

1994年

制度確立期

- 1994年1月1日、工商統一税に代わり、増値税、営業税が導入された。
- 外資系企業に対する輸出不還付措置の突然の発表、輸出還付率の引き下げ等の紆余曲折を経て、生産型企业に対する「免除・控除・還付」方式等、現在の増値税制の基礎が築かれた。

2009年

消費型増値税転換期

- 設備購入時の増値税が仕入税額として控除可能となり、消費型増値税への転換期となった。
- これにより、外資奨励類企業の生産設備輸入時の優遇策は、関税免税のみとなり、輸入増値税は売上税額からの控除対象となった。

2016年

「営改増」期

- 営業税が廃止され、サービス業や無形資産の譲渡なども増値税の課税対象に統合された。
- 貨物販売時の増値税率が17%から13%に引き下げられ、サービス業の増値税率も引き下げが行われた。

2026年

法令化期

- 2026年1月より、[「増値税法」](#)及び[「同実施条例」](#)が施行された。
- これにより、これまでの行政法規であった「増値税暫定条例」及びその実施細則が廃止され、増値税制度が法律として確立された。

4-3. 増値税輸出還付：新旧の基本法規

新法規（2026年1月1日施行）	旧法規（廃止）
中華人民共和國增值稅法	中華人民共和國增值稅暫行條例
中華人民共和國增值稅法實施條例	中華人民共和國增值稅暫行條例實施細則
輸出業務に関する増値税と消費税の政策公告 （財政部稅務總局公告2026年第11号）	貨物と勞務の輸出に関する増値税と消費税政策の 通知（財稅[2012]39号）
輸出業務増値税と消費税の還付（免税）管理弁法 （國家稅務總局公告2026年第5号）	貨物と勞務の輸出に関する増値税と消費税の管理 弁法（國家稅務總局公告2012年第24号）

4-4. 増値税輸出還付：貨物輸出時の還付計算式

【2026年第11号公告】

- 「輸出業務」の定義：貨物輸出、サービス・無形資産のクロスボーダー販売
- 増値税「退（免）税」対象の「輸出業務」：以下免税対象以外の①貨物輸出（みなし貨物輸出を含む）、②サービス・無形資産のクロスボーダー販売
- 増値税免税対象の「輸出業務」：①特定貨物輸出（小規模納税人が輸出する貨物、古書、一部のソフト産品、黄金・プラチナ成分の貨物、ダイヤモンド及びその宝飾品、農産品、来料加工再輸出等）、②特定のサービス・無形資産のクロスボーダー販売（海外での建築サービス・工程監理、展覧会サービス等）

「退（免）税」計算式	輸出還付計算式の概要
基本公式	$\text{増値税還付額} = \text{売上税額} (\text{販売価格} \times \text{輸出税率} 0\%) - \text{仕入税額} (\text{販売価格} \times \text{増値税率})$
「免抵退」（免除・控除・還付） 方式：生産型企业に適用	<ul style="list-style-type: none"> ● $\text{納税額} = \text{売上税額} - (\text{仕入税額} - \text{免除} \cdot \text{控除不能税額})$ ● $\text{免除} \cdot \text{控除不能税額} = \text{輸出FOB価格} (\text{或いは輸出販売額}) \times (\text{輸出貨物適用税率} - \text{輸出貨物還付率}) - \text{免除} \cdot \text{控除不能税額低減額}$ ● $\text{免除} \cdot \text{控除不能税額低減額} = \text{免税購入} \cdot \text{輸入原材料価格} (\text{※}) \times (\text{輸出貨物適用税率} - \text{輸出貨物還付率})$ (※) 仕入税額の無い国内免税購入原材料と進料加工保税輸入原材料を含む。
「免退」（免除・還付）方式： 貿易企業（商業企業）に適用	<ul style="list-style-type: none"> ● $\text{増値税還付額} = \text{増値税退（免）税税計算根拠} \times \text{輸出還付率}$

4-5. 増値税輸出還付：みなし貨物輸出（「特殊区域」経由での貨物輸出）

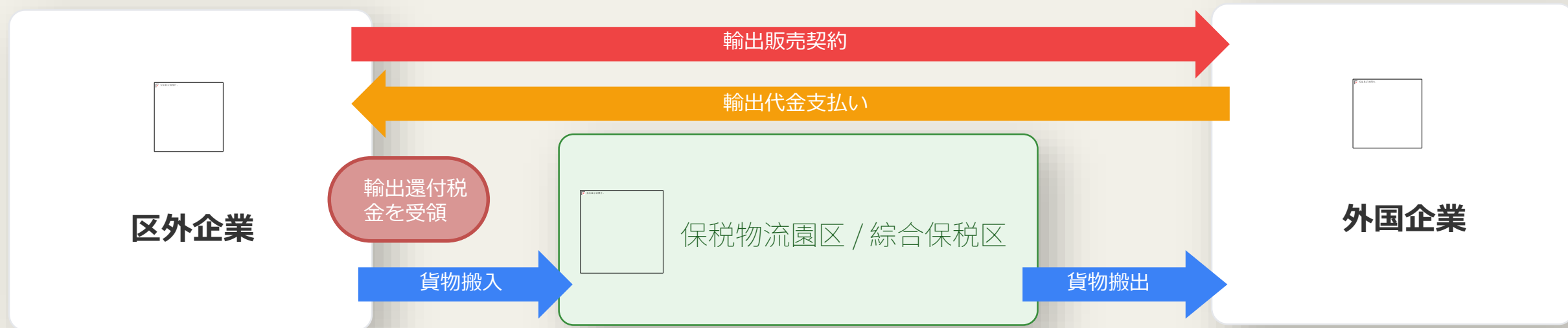
【2026年第11号公告】

一、増値税退（免）税政策を適用する輸出業務

（一）貨物輸出-2：以下の情況はみなし貨物輸出に属し、増値税退（免）税政策を適用する。

（1）税関で通関を行い国家が批准した保税港区、綜合保税區、珠澳跨境工業区珠海園區、保税物流中心（B型）（以下「特殊区域」と総称する）に搬入され且つ特殊区域内の企業或いは海外企業、個人に販売される貨物。

⇒旧規定の財税[2012]39号通知と同様、上海外高橋保税區等の「保税區」（以下「傳統的保税區」）は含まれていない。尚、旧規定中の「輸出加工區」と「保税物流園區」は「綜合保税區」に統合されたと理解される。



4-6. 増値税輸出還付：保税區經由での貨物輸出時の還付申請書類

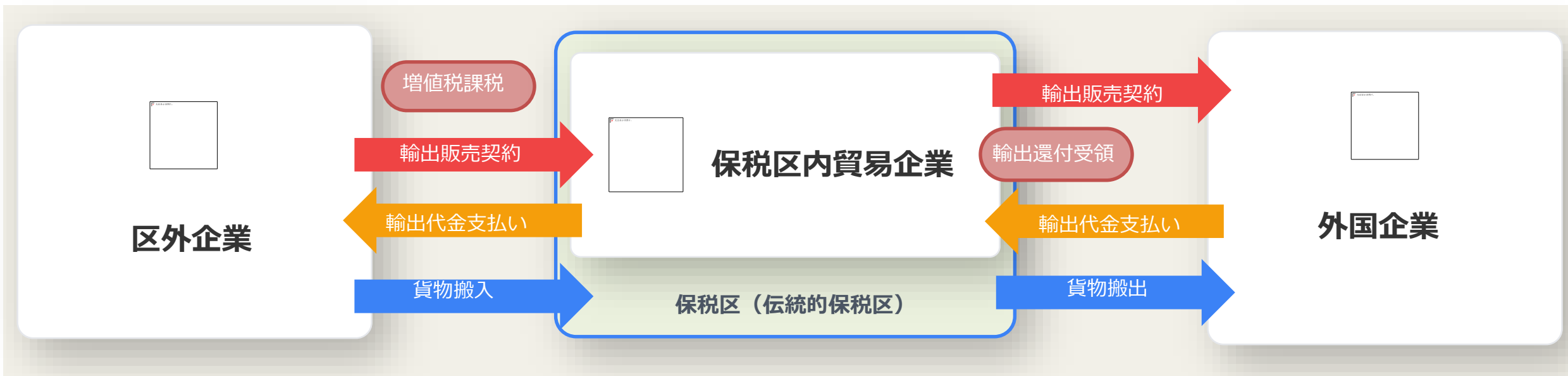
【2026年第5号公告】申請書・明細表、税務局が別途要求する書類を除くと以下の通り。以下下線は新規定。

1. 生産型企業（第16条）

- ① 輸出発票或いは普通発票
- ② 自社輸出の場合は「出口貨物報関単」、保税区内の納税者の場合には「出境貨物備案清單」により代替可
- ③ 委託輸出の場合は「代理出口貨物証明」

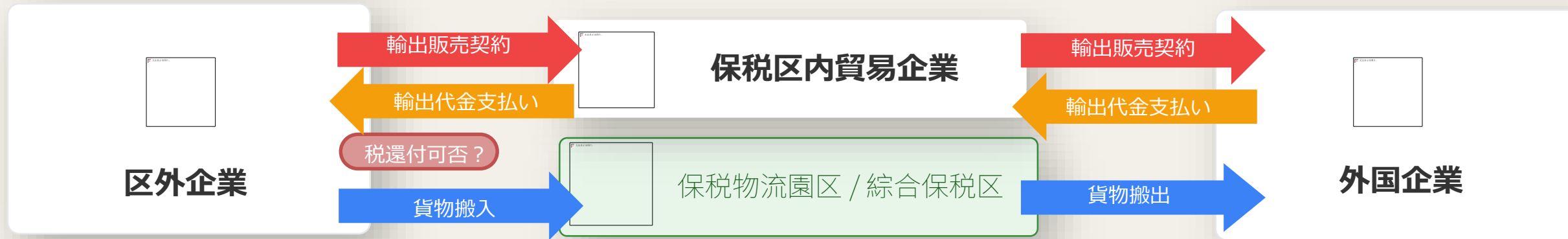
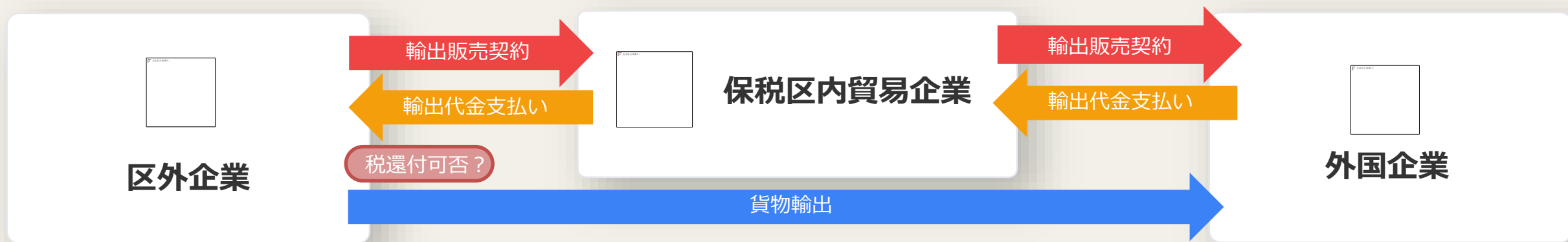
2. 貿易企業（第18条）

- ① 自社輸出の場合は「出口貨物報関単」、保税区内の納税者の場合には「出境貨物備案清單」により代替可
- ② 委託輸出の場合は「代理出口貨物証明」
- ③ 増値税専用発票を含む増値税退（免）税購入輸入証憑、税関輸入増値税専用納付書



4-7. 増値税輸出還付：保税區貿易企業經由での輸出時の増値税還付事例

- 保税區貿易企業を經由して契約締結・代金回収を行う下記輸出スキームは、前述規定の要件に合致せず、区外企業（輸出者）への増値税還付可否については税務機関によって判断が分かれる。
- 蘇州地区に所在する区外企業が、上海外高橋保税區登記の貿易企業を經由して契約締結・代金回収を行う下記輸出スキームにおいて、区外企業への増値税輸出還付が否認された事例が2025年には何件か発生した。



4-8. 増値税輸出還付：生産型企業の非自社生産品輸出時の増値税還付可否



【2026年11号公告】 付属書5（みなし自社生産品）の要約 ⇒ 非該当の場合、輸出を国内販売と同様に要処理（輸出採算悪化）

一、貨物輸出日から遡って36ヶ月以内に、輸出還付金詐取、増値税専用発票または農産物買取発票の不正発行、不正発行された増値税専用発票の受領（善意取得した場合を除く）と認定された行為がなく、且つ下記条件を全て満たす生産企業が輸出する購入貨物は、自社生産貨物とみなし「免抵退」での増値税還付を申請できる。

- (一) 増値税一般納税者
- (二) 営業継続期間が2年以上
- (三) 納税信用ランクがA級
- (四) 前年度売上高が5億元超
- (五) 輸出用購入貨物が自社生産貨物と同種類又は関連性を有する

二、貨物輸出日から遡って36ヶ月以内に前項の違反行為と認定された事実がないものの、前項の条件を満たさない生産企業が輸出する購入貨物は、下記いずれかの条件に適合する場合、自社生産貨物としてみなし「免抵退」での増値税還付を申請できる。

- (一) 下記要件を全て満たす購入貨物
 - ① 自社生産貨物と名称・性能が同一
 - ② 自社登録商標、又は海外の法人・個人より使用許諾を受けた商標を使用
 - ③ 自社生産貨物の輸入先である海外法人・個人に対して輸出
- (二) 自社生産貨物とセットで輸出、且つ下記いずれかに該当し、自社生産貨物の輸入先の海外法人・個人に販売する購入貨物
 - ① 自社輸出生産貨物の修理・組立用の工具、部品、付属部材
 - ② 自社で加工・組立を行わず、輸出後に直ちに自社生産貨物と組み合わせて完成品となる貨物

(三) 本社所在地の主管税務機関に届出済みの集団企業において、持株関係（会社法第265条の基準に準拠）にある生産企業間で買い取った自社生産品、及び集団企業とその持株生産企業間で買い取った自社生産品

(四) 下記要件をすべて満たす委託加工品

- ① 自社生産品と名称・性能が同一、または自社生産品をさらに委託深加工した貨物
- ② 自社生産品の輸入先である海外法人・個人に対する輸出
- ③ 委託側と受託側が委託加工契約を締結し、主要原材料は委託側が提供、受託側は資金立替えを行わず加工料のみ受領し、加工料（立て替え補助材料費含む）の増値税専用発票を発行

(五) 自社が入札獲得した機電製品プロジェクトに係る機電製品

(六) 対外請負工事プロジェクトに使用する貨物

(七) 海外投資に供する貨物

(八) 対外援助における優遇融資プロジェクト向け貨物

(九) 自社生産品の製造に用いる購入設備及び原材料（農産物を除く）

三、集積回路設計、ソフトウェア設計、アニメ設計企業並びにハイテク企業が生産企業として届出を行った場合の下記輸出貨物を自社生産貨物とみなす。

(一) 独自研究開発・設計し、他企業に生産加工委託し買い戻した貨物、又は国内企業へ生産加工委託後回収した貨物の輸出

(二) 海外企業に加工委託し輸入後、自社ブランドを付した貨物の輸出

(三) 独自開発設計したソフトウェアを購入したハードウェア機器に搭載した貨物の輸出

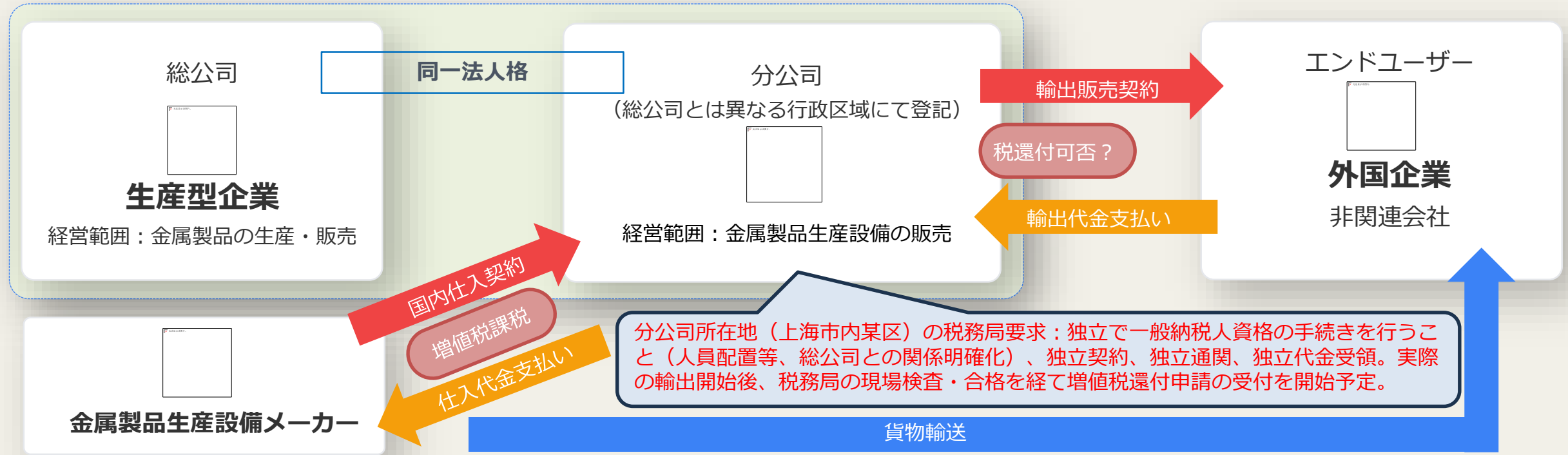
4-9. 増値税輸出還付：生産型企業の非自社生産品輸出時の増値税還付事例

【増値税法第29条（一）】固定した生産経営場所を有する納税者は、その機構の所在地或いは居住地の主管税務機関にて申告納税を行わなければならない。総機構と分支機構が同一県（市）にない場合、それぞれ各所在地の主管税務機関に対し申告納税を行わなければならない。

【[税関通関単位備案管理規定](#)】が2022年1月1日より改定施行され、分支機構も通関単位としての税関登録、対外貿易経営者登録が可能となった。

【[経営範囲規範表述查詢系統](#)】が2020年9月より運用開始され、分公司の経営範囲を自由に設定可となった。

現在トライアル中の分公司による直接輸出スキーム



総合コンサルティング

– 多分野の専門コンサルタントが在籍しており、中国ビジネスにおけるあらゆる課題に対しワンストップで総合的な対応が可能です。

豊富な実務経験と対応実績

– 特に事業再編分野に関しては、人事・労務、対政府行政折衝、法務、税務・会計対応面での豊富な実務経験に基づき各種のソリューションをご提供致します。



各種案件の取扱い数



製造拠点

設立 **184社**

工事管理(CM) **40件**

移転補償交渉 **37件**



非製造法人

設立 **258社**

* 商社/物流倉庫/開発/
コンサルティング/
飲食/投資性公司 等



会社清算

行政手続 **217社**

人員整理 **199社**

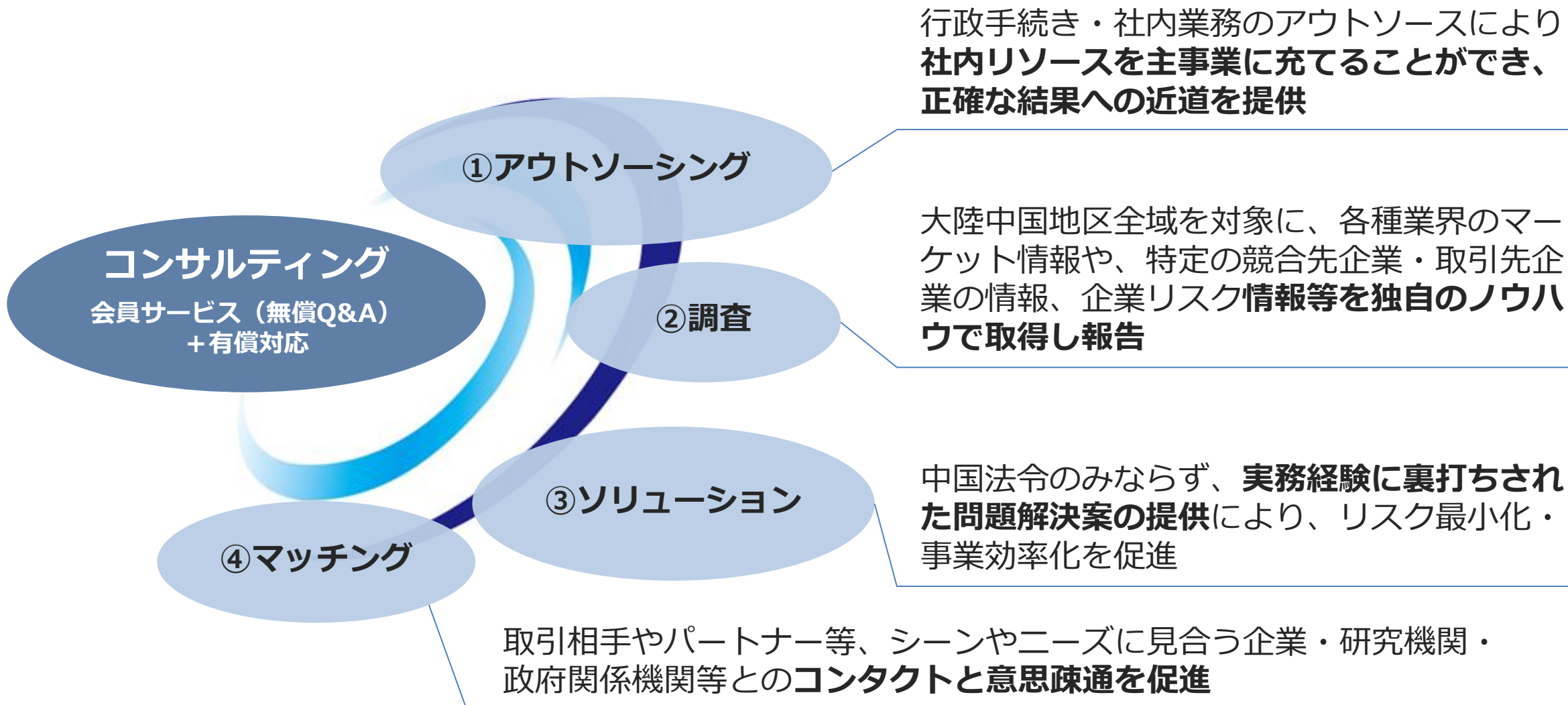


市場調査

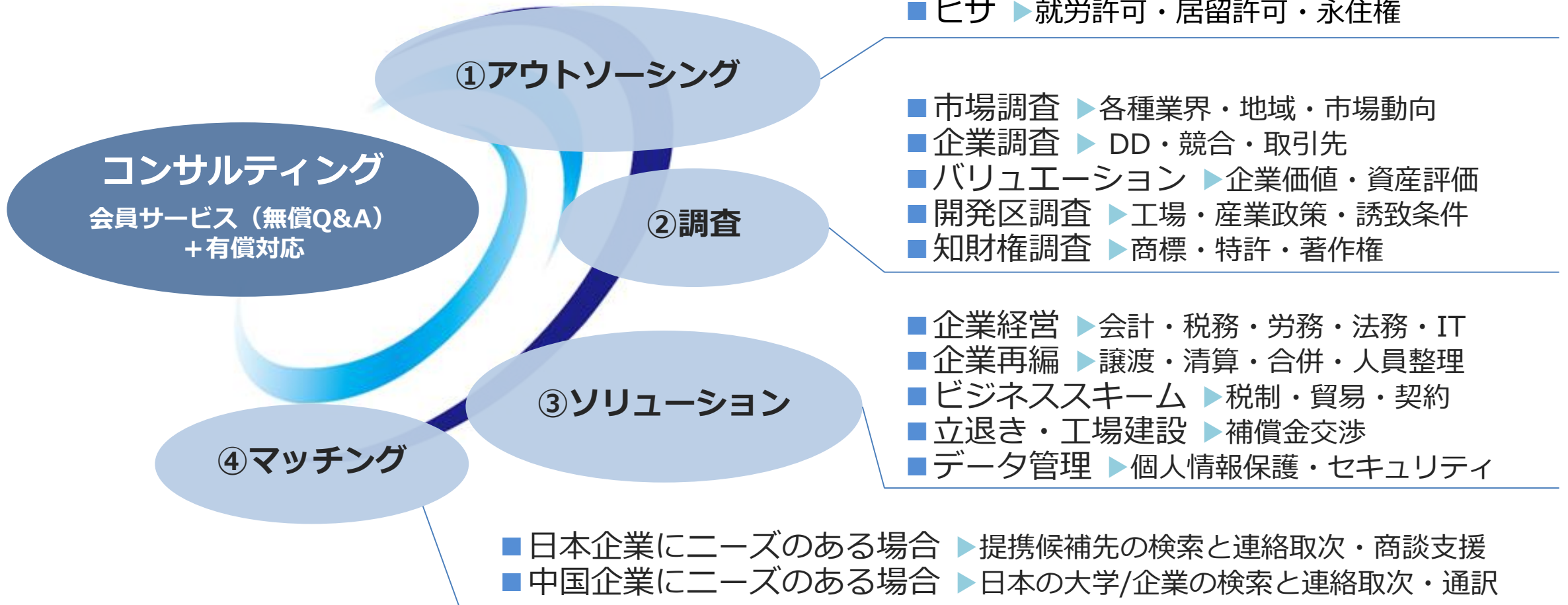
各種業界 **125件**

* 繊維・アパレル/
化粧品/食品/機械/
電子・通信 等

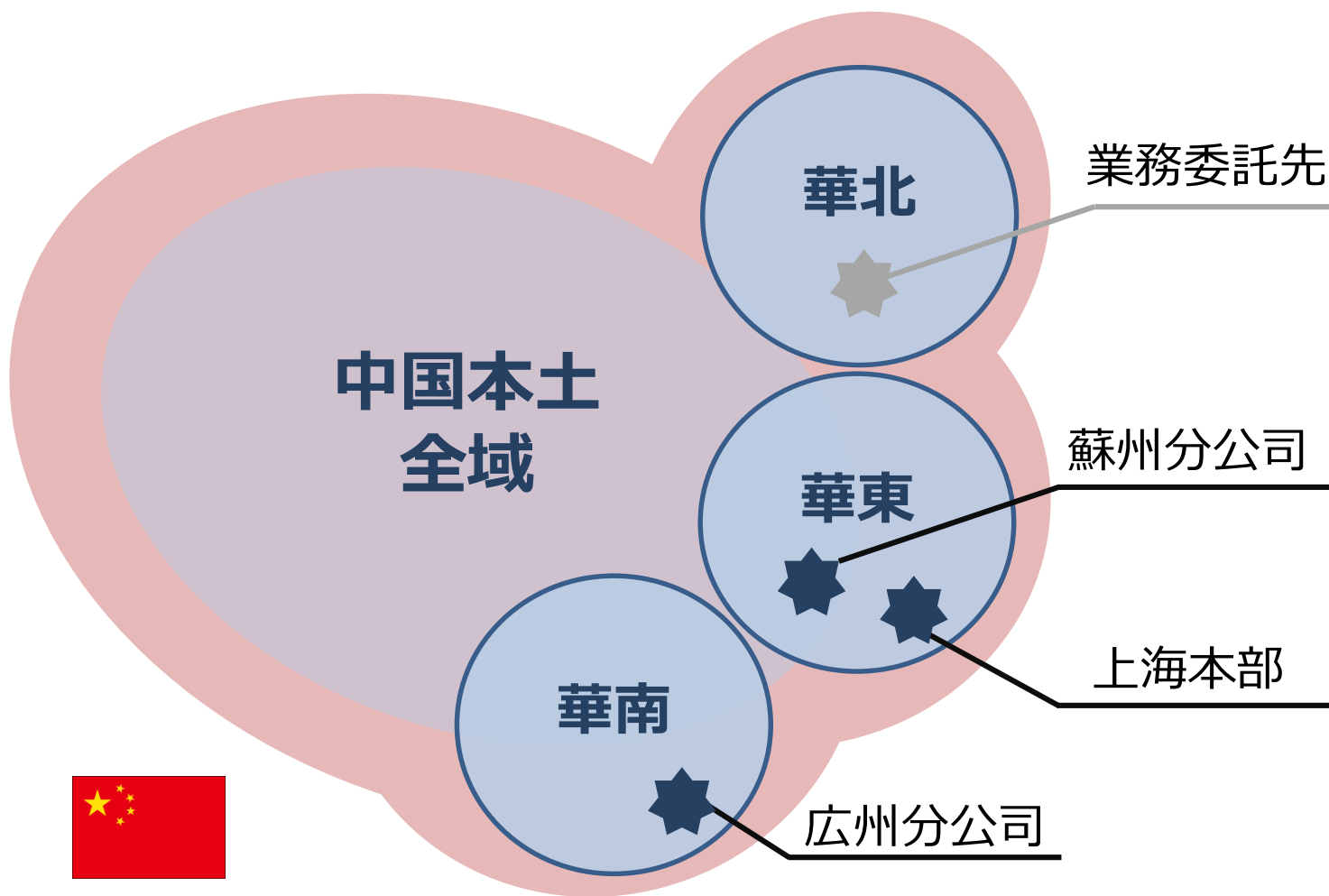
会員制の各種サービス



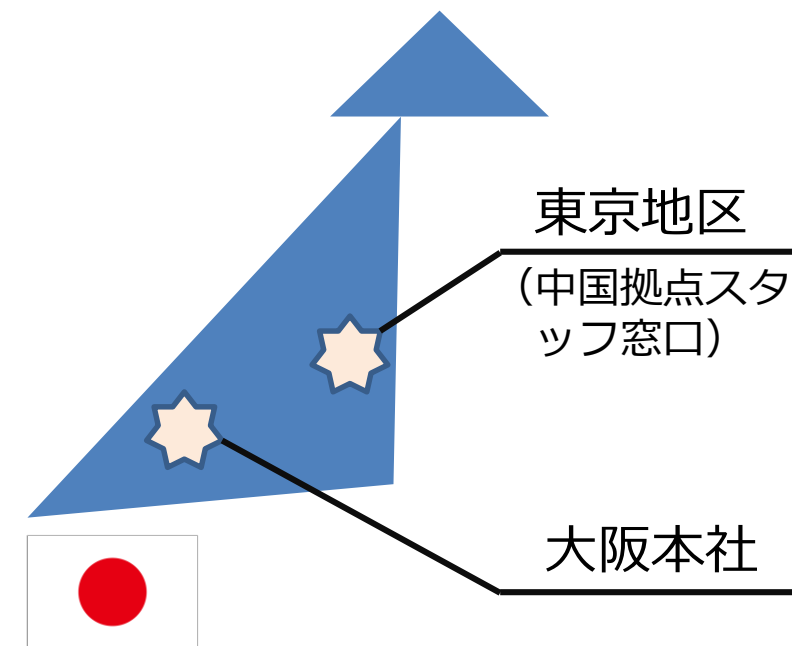
会員制の各種サービス



拠点（大阪本社と中国3拠点の体制）



中国3拠点と日本本社
のスタッフが、中国本土全域
及び日本国内でサポート致し
ます。



ご清聴ありがとうございました。

中国ビジネス関連でのご相談は、

私たち

かしょう
華鐘コンサルタントグループに

ご連絡ください。

- 会員のお客様：担当者へご連絡ください
- その他のお客様：shcs@shcs.com.cn

弊社には微信公式アカウントが2つあります。
フォローをよろしくお願いします。

サービスアカウント
(服务号)



主にセミナー案内等
弊社のニュースをお知らせ

購読アカウント
(公众号)



中国の政策情報・
中国での生活情報等
をタイムリーに共有